貞丈雜記

十三下

太政官文庫
和書門 一一五六八號 函 架 三二冊

内閣文庫
和書類 一一五六八號 二二冊 二一二函 二架

内閣文庫
番號 和 11568
冊數 32 (26)
函號 212 17

国立公文書館
National Archives of Japan

馬具之部

一 古ハ朱ぬりの鞍（クラ）文鐙（アブミ）の内黒くぬる事 業のありざん
なし 今の世ゟ始りし旧記をミて知べし 今ハ今の風にまかす世
もなき文字網を古ハ布に筋を染てるを用ひしなり 今ハ
紫のもえぎあざを用ひし 古ハ赤きものを用ひしなり
馬具も武具も今ハ故実を失ひしもの多し
赤き鞍の鞍と武雑記にいふハ朱ぬりの鞍にてはなく
鞍の文蒔目を赤くぬりしをいふなり 朱ぬりにあらず 此
事よく心得べし 古ハ弓矢の類までも
馬の鞭をむちと云 鞭の鞭をハむちと云 如何と云

説あり此説非なりけるの鞭をすがちと云ハ射手方字書
にすがち（藤鞭）と云なりけり其外古書にけるのすがちと云なり
いくらもあり鷹の鞭と以て羽ハ本ハなきるに鞭に於る
物ある古事とひなるハせども本名ハ鷹なすがりといふ古
書に「口餌（クチヱ）ひき觜（ハシ）をもてすゑ鷹なすがり膝にさして八
鞭のと於云戦とあり馬の鞭ハこれ拍なる故すがちと云
すがち口ハうちと云事也すがちと云をむちともと云たるなり
鷹の鞭ハ鷹を打つ拍にあらず鷹の羽なでるかいはけ
ろうる也されバ鷹なすがりと云なり本也

一 鞭ハむちきハ馬の左手を痛めて悪しかり細きハ其ゆゑにて

唐のむちハ先に
革緒を付るその
革にて打也馬
の皮にのこるあさ
みて骨をいため
ぞ唐のむち此

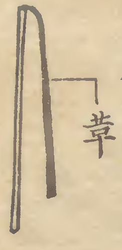

肉斗をいためて骨までつよくいためぞむち打ちハむちなを上ケ
て少おろしやうにして虹形におろべしと古書にあり口傳も
ありあげたるいきおひをそのまゝおろそがあてゝつよく骨を
いためる故おしいきおひをぬきてあてるをやさしくすべき
ための口傳也むくろうのうごくいかりて力まのせぐり
うそバ手をいためる故にころしむちうつ本意ハ馬を
おびやそのすまでのるにて痛るにハあらず

一 つゞら切付と云ハ白き防巳（ツヾラ藤ノ皮ヲムキタルナリ）にて組て作る切付也
うるしにて黒く紋を書也あるしきハあかり白き方くち
あしをうすくぬりへしと云る武雜記附録記事に云たり

洗らか切付の時ハ引肌皮の塩手を用ゆ つら切付なる引
肌皮の塩手も晴なる時ハ必用ゆる也 今の人ハ知らず
一 武雑記ニ云 つら切付の事 晴の時用ゆ 絵をかきは紋を画
なる事ハ不及見ゆ 家々の紋を黒く書て てら自ゆ太ならびの
時ハ必ゝてら自ゆミゝ三好亭 次成ゝ記云 つら切付は紋
ニ、黒漆 章阿弥絵ゝ云ゝ 或今つら切付ハ草ニハ
あらず 菖にて組たる也 草にて座りをとる 古き絵
にも見ゆると云 此説もよし 正説ある家 町家の時代に つら
切付といひし物ハ洗らかにて組也 又貞衡説白き精好にても包む 黒く紋を書くと云 又白ぬめし
も白せいこうも 菖にて組たる切付の代りにと おもわるゝ也 菖にて組
たるハ悪しき事あるゆへ 後にハそれにかえ用ひし事あるべし 貞丈云
菖にて作りたるハ 鞍のあじみかゝる時 白ぬめし革にて包たるを
代に用ゆる事なりされども 本の名を失ひて 革にて作りたるをも
つら切付と云なるらん 本ハ菖にて作る也 上坐記云 永正の比上京者おもる 坐家の記たる書也 切付ハつ
ら我家の紋をつらにおり付る也 又ハうるしにても書也
京極家の書 又御小記云 つら切付ぬめしハ略儀也 又高忠聞書云
犬笠懸いる時ハむきもどの切付不苦 法手組又ハもれの犬
笠懸の時につら切付あるべし 然てつら切付革く
一 くハせんとハ赤きもうせんの事也 火氈と書く 乳火の色の
ぬく赤き故なるべし 武雑記に云 くハせんのくち毛はの事
尋ゆへども 赤きもうせんの事にて 色紫形のゆハ射文当騎
にてゆ云く 貞衡云 旧記にもうせんとあるハ 今のもうせんの

事はあらざる羅紗の事也

一 赤き毛氈の鞍覆とも云 京都将軍の御物なり或ハ其時代禁制也赤くつくりて外の色をも猥に不用也此毛氈と云ハ今世のもうせんにはあらず今世羅紗と云物也異国より渡る物也平人ハ用る事をゆるされず御免あれハ用之と也御内書引付に云 此引付ハ伊勢守貞忠調進之引付也

是ハ赤もうせん御免の御内書也

就白傘袋赤毛氈鞍覆御免之儀太刀一腰

家助 馬一疋 葦毛 雀目結 青銅五千疋到来目出候也

八月十一日 大永二年十月

三雲源内左衛門とのへ

是ハ赤毛氈にて云ふただのもうせんは御免の御内書なり

為白傘袋毛氈鞍覆被免之礼太刀一腰 貞守

馬一疋 河原毛 雀目結 鵞眼五千疋到来目出候也

六月十三日

浦上掃部助とのへ

一 松浦壱岐守先祖ニ義教公より火氈の鞍覆御免あり今に緋羅紗にて色たるくつわおもひを在所にて用ると云宗五大双紙に云赤きもうせんの鞍おほひハ公方様御相伴の外ハ大名ほどの者ばかり古ハかけられはつる事の様になりたるなれども誰もかもひげ云々

一 唐むしろの切付と云も毛氈の切付也もうせんの事なり

平家物語巻の五に云
忠清ハすけの馬
まで乗て名上
総しりがいかけ
てうひあし

上野物云鞦ハ中
ぬきありしりがい
一名をバ八袋しりがいの
いへり云坂東鞦
ともいふ貞丈云
織といひ袋と云
によりてみれバ
平打の紐の袋
打とふ物のぬく
紐たる物なるべし

しりすごとくものらしきのよし

一 かづさしりがいハ上総國より出る名物也庭訓往来に上総鞦とあり一説外旧記に此名あり鎌倉将軍宗尊親王の時鎌倉にて内記兵庫允深鞦の故実を注進せ彼家代々上総國において此事を奉りしと東鑑に見えたり

一 おもしりがいとハむかしどうしりがいのよしと供奉記に見えたり坂東鞦ハ上総しりがいのよしなるべし糸にて織る故ありしりがいといふ也

一 まんぢゅう鞦と云ハ大ぶさ小ぶさある也名也 延喜式弾正式曰
凡六位以下鞍(クラ)鞦(シリガイ)總(フサ)不得連(ツラネテ)着(ツクルコトヲ)但聴(ユルス)著(ツクルコトヲ)鞦(シリガイノ)衢(ツヂ)及後末(ヲ)云々

曽我物語に云
あしちるすきた
る白かくまんの
くらにまきしちやく
しりがいの山吹
色ありそえけ法

一 此心ハ延喜年中の法に六位以下ハ鞦の總(フサ)を並て付たるをバ用る事をゆるされず但鞦の辻の所と鞦の端とに總をつけたるをバ許されたるなり鞦の辻といふハ今のちゞへの所をいふ連着(ツラネツクル)の二字をまんぢゅうとよみて總をいくつもあつめて著(ツク)る也此連著ハ大ぶさ小ぶさの両様あり大ぶさを厚ぶさとも云也 錺抄曰古鞦チイサク總短迫代鞦甚タ大(ク)總長(シ)云々絶ぶハ上古ハ小總にて後大總ハ出来たる物也又鞦の辻にむすびつきて付る也辻總(ツヂブサ)といふ也桃葉藥葉に連著小總辻總と見えたり延喜式に著(ツクル)鞦衢(ツギ)とあるハ此事なり

追考
世俗浅深秘抄ヲ見ルニスハヘシリカイ亦ナメシ革ニテ縫タルニ相違ナシ楚鞦ニ香葉貼テ唐鞦ノ具ニ用ル事見タリ

一 楚鞦(ズハヘシリカイ)といふ物ハ詳ならず 餝抄に楚鞦の名見えて赤滑式
ハ朱漆廣サ一寸四分両方長サ四尺二寸[illegible]とあれバ革にて縫ひ
作れる鞦とおもハるゝ木のずはへハ枝なし 楚鞦革にて
作りて総なき故木のずはへの枝なきにたとへたる物歟

一 遠江しりがいと云ハ遠江より出る茜(アカ子)染のしりがいなるべし
遠江あくの手といふなるも旧記にあり 遠江にハあくの手染の
名あるへし

一 もんめんしりがいと云ハ木綿縮などにて鞦をしたるを云也
就中宗内松永弾正より伊勢守貞孝へ尋申条々の内
もんめんしりがいいかゞの事と云 貞孝答にありしりがい本役
なるにもんめんも不苦と答ふ もんめんしりがいハ織らぬものと見
えたり 今もかゝる糸を並べて横にとぢ付たる鞦あり此類也

上古ハ緋ノ鞦禁制也延喜式ニ見タリ

一 しりがいの色 古ハおもがいむながいしりがいともに平人ハ
赤きを用ひ公方様ハ紫を御用ひ入道法師などハ濃
茶かうちやなど色をなども用けるよし旧記に見えたりしか
ハあまねくむらさきを平人も用る事に成なり

一 旧記に馬の尾記したる所に七寸とあるハいかゞ侍きとなり
せん侍のこゝろきゝ こゝろききハむつ手の手手綱を付る
所いつの方なるに七寸と書事ハ詳ならず 一説におもひつ
手ハ何方も廿三寸五分にて あまりて七寸も給て

七寸と書てこがはばきといふも一又三寸と云てころばきともいふ方の長さ三寸五分あれども五分
を捨て大方をあげて三寸と書くとも云此説ひがごとなり
三の字三つとよむ寸の字きとよむなればこがはばきと二つの字の助語にてはつき
と云ハころもの名なり小笠原備前守持清入道浄元の書
置れしころもの圖におもてのいろを染てかへまのところばき
と書れたり又弓馬故実の圖にはひつけそところばきとも云と
阿の世ハ其の世に云習せしと同事也浄元入道ころもの圖にハ
寛徳元年十二月十八日と有り弓馬故実を書れし伊勢兵部
左京ノ大夫尉貞順ハ天文永禄年中の人也寛徳元年より永禄
元年までハ百十年程の間也古ハおもかいと云毎にて名をこがはばき
といひし後にとほく違へてころもの名をところばきといひ

あつかひし人の説不審なり文字こがはばきハ寸継(ツギ)之ひつ
手とよむつ字のなをんとはかみと言継ぎたるころはきと云
詞に合て水付の二字をあて字に用ひ来れり

一あつ総太ぶさあぶさと云名目古よりあり義詮公将軍家御内記に
厚総の尻鞦かけて左右をかけ二行に分て云々又総あり
うけとげつりも云々義教公御元服記にも見えたり昔ハ志
まどひといへどもおもがいむながい尻肉にかけて古記を見
てあきらかなり太ぶさの総圖ハ犬追物圖説にあらす

一おしつけと云ハおもがいの事也道照愚草に云おしつけとも
おもがいとも云也云々

一三(サン)がいと云詞古ハなし古書ニハ鞦とかきてしりがいと訓せし
たるもあり又面掛胸掛尻掛と云（鎅抄ニアリ）又掛ノ字かけとも
かきとも唱ふる（ケキ）音相通する故おもがいむながいしりが
いとも云故後代三がいと云習したるなり佐野三がい志なの
これ三がいとも云ふ也国之下野國佐野ノ庄より作り出せ
又佐野の西の方沼垂（志なのとよむ）此一所より出るを志なのたれ三が
いといふ也

一五六掛鐙の事光大同此雑記ニ書載置れたるハいまだ
五六掛の正説を得られざりし以前の推量の説なれバ
此度削り去りぬ貞丈翁後ニ五六掛鐙考といへる一
冊を著し給へる其の全文をこゝに記す

五六掛鐙考

○五六掛ノ鐙ト云ハ鉄ニテ骨ヲシテ木ヲ入タル鐙也何
故ニ五六ト称スルト云ニ諸説區々也其諸説左ノ如シ

○或云鐙ヲ釣リ置テ五六三十貫目ノ重リヲ掛テ試ニヤナイ
葉伸ルヿナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云故伊勢因幡
貞域(ムラ)ガ弟子伊勢浄齋云鐙ヲ試ニハ三十二貫目ノ重
リヲ掛ルトゾ右ノ説三十貫目ト云ハ二貫目不足也三十
二貫目ナレバ四八也五六ニ非ズ右ノ説用可ラズ

○或云鐙ヲ釣リ置テ五六三石ノ米ヲ重リニ掛ルニ柳葉

伸ルヿナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云此説前ノ説ヲ
轉變シタル也用ベカラズ
○或云鉄五分木六分合テ作ル故五六掛ト云ト也貞丈云五
分六分ト云ハ何ヲ以テ其分量ヲ定テ云ヤ詳ナラズ此
説モ用可ラズ
○或云昔甲州五六ト云里ニテ作リ出シケル鐙ヲ五六掛ト
云ト也貞丈云甲州支配ノ御代官ニ尋問シニ五六ト云地
名ナシ此説モ用可ラズ
以上皆異説也
○貞丈先年元文ノ比伊勢因幡平貞域（大坪直弟鞍鐙作之正統）ニ
五六掛ノ名義ヲ問シニ貞域答云鐙ニ五六ノ矩（カ子）ト云
ヿアリサレバ五六掛ト云由傳ヘ聞ケリト其時委クモ
尋問ザリキ近頃貞域ガ弟子伊勢浄齋（名曰全用）ニ五
六ノ矩ノ事ヲ問シニ浄齋答云鐙ノ高頭（或蛸頭トモ云）ノ付
ギハヨリ舌先ノ外稜マテノ間五寸六分也鐙ヲ作ルニ
此五寸六分ヲ以テ定法トス是ヲ五六ノ矩ト云此五六ノ矩
ハ木ヲ入タル鐙ノミニ限ラズ鉄鐙モ亦五六ノ矩也古キ
鐙ニハ五六ノ矩ヨリモ少延タルモ稀ニハ有リト貞丈右
ノ説ニ付テ木ヲ入タル鐙ト鉄鐙ト両品共ニ高頭ノ付
キハヨリ舌先ノ外稜マテノ間ニ曲尺ヲ當テ試ルニ五六ノ矩

合ヘリ或ハ鐙ニ依テ一分又ハ五厘許ノ伸縮アルモ稀ニハアレ圧五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルヘシ鉄鐙ハ鑢ヤスリノ磨過シ又塗鐙ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ベシ又ハ鐙主ノ好ニ依テ定法ニ少違フコモ有ベシ是等ハ通例ニ非ズ五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルコナシ五六ノ矩ノ寸ノトリ様左ノ繪圖ノ如シ

木ヲ入タル鐙五六ノ矩ノ圖

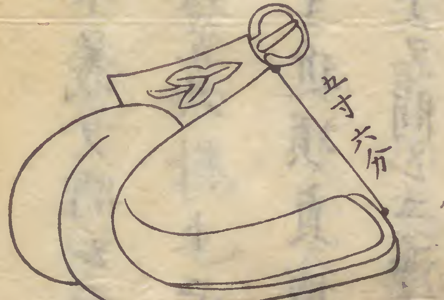

鉄鐙五六ノ矩ノ圖
真鍮鐙モ亦同シ

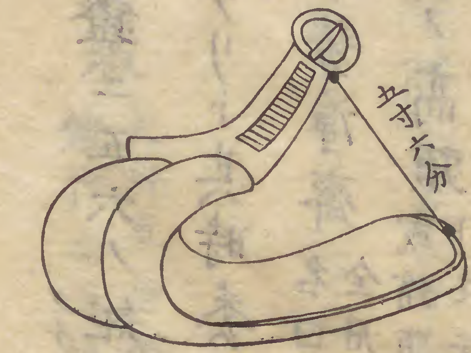

右ノ圖ノ如ク木ヲ入タル鐙モ鉄鐙モ共ニ五六ノ矩ヲ用ル也サレハ五六掛ト云ハ木ヲ入タルモ鉄鐙モ如此ナル形ノ鐙ノ惣名也然レ圧木ヲ入タル鐙ト鉄鐙トノ差別ヲ云分ケンカ為ニ鉄ニテ作タルヲハ鉄鐙ト称ヒ習ハセシニ依テ五六掛ト云名ハ唯木ヲ入タル鐙一品ノ名ノ如ク片付キタル也

○上古ハ鐙ニ種々有シ也或ハ輪鐙アリ其形輪也南都春日神殿ノ唐戸ニ画ケル餝馬ノ繪其外古画ニ見タリ或ハ壷鐙アリ其形沓ニ似タリ南都東大寺法隆寺紀州熊野新宮ノ寳物ニ在リ或舌長鐙アリ其形輪鐙ニ

舌ヲ付シカ如シ錣抄ニ圖アリ又舌短鐙モアリ此名モ
錣抄ニ出タリ皆形異也五六掛ノ鐙モ近世ノ物ニハ非ス
奥州前九年後三年合戦繪保元平治合戦繪一谷合
戦繪年中行事繪法然上人御傳記西行物語繪等其
外古画ニ専多ク五六鐙ヲ画ケリ此五六ト云ハ木ヲ入タル鐙ト鉄鐙ト両品ヲ兼テ
云ナリ五六掛ト云フ名古書ニハ見サレ𪜈其鐙ノ形ハ古画ニ
多ク見タリ右ニ云如シ五六掛ト云名ハ本ト五六ノ矩ヨリ出
タルコナレハ鐙作ル匠家ノ詞ナルベシサレバ古書ニハ其詞ヲ載サ
ル欤木ヲ入タル鐙ヲ古ハ木鐙ト云鉄鐙ヲバカナ鐙ト云庭訓
往来ニハ金地鐙トモ云

延喜式ノ左馬寮式ニ木鐙見タリ諸鞍日記前駈ノ鞍篇
ニ云前駈ノ鞍ノ事形ハ移ノ如シ鐙ハカナ鐙モアリ木鐙
モアリ云々古画ノ前駈ノ躰ヲ見ルニ鐙ノ形今ノ鐙也
然レバカナ鐙トアルハ今ノ鉄鐙ニテ木鐙トアルハ今ノ木
ヲ入タル鐙ノ㕝也古ハ如此カナ鐙木鐙ト称シタルヲ両品
共ニ五六ノ矩ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六掛鐙ヲ作ル㕝ヲ掛ト云佐々
木掛日野掛ト云モ同例ト云然ニ鉄鐙ヲハカナ鐙ト称シ五六掛ト
云サル故五六掛ト云名ハ木ヲ入タル鐙ノ名ニ片付タル也

安永十年辛丑三月望　伊勢平蔵貞丈書

右之五六掛攷考の全文なり今度補入之

光大古キ煉鞍ヲ見タリ山形爪先ナトノ損シタル所ヨリ見ルニ中ニ厚サ五分程ノ木ヲ入テツル裏表ヨリ牛ノ生皮四枚マ八枚重テ漆ニテ堅メタリ爪先ノ

一 張鞍(ハリクラ)とハ木の上に革をはりて包たる鞍也鎌倉年中行事に張鞍に鞍覆かけて引事なしとあり革をはりたる鞍なる故日本何ひても用られ損じたる事なし依之其あひかくる也及びあるは東鑑巻十一にも見えハ鞍とあるも同じものなり

一 煉鞍(子リクラ)と云ハ下地を革にて包み其上に摺りたるを付て地をしてぬりたる也煉摺と同じことなり

一 鐙にかくと云ものあり鐙の頭に細き木にて力革へさし通その細き木を少さき木のとをらかせの称とも云又ひぢつぼとも力の革とも云又かくとも云かくの字をうちこともとも云こなかこの

方ハ六枚ニ見エタリ皮ヲ削リテ形チヲ成シタル物ナルベシ扱其上ニ子リ物ニテ地ヲシタル鞍也革ニテ包タル鞍ニ六見エザリキ

光大日和名抄ニ云鉸具(カコ)揚氏漢語抄ニ云鉸具上音古巧反ニ音教此間ニ云賀古今按ニ唐令所謂玉鉤是也腰帯及鞍具以銅属革也

文永四年歌合かこの川民部卿為家
たび人の跡うちかけさすがむさし鐙さくあさかゞかこの川名

何るか也へ鐙の頭をかこのしりとも云たのくしりへとも云ハあや
ゆりえ鐙のくびをかこのくびと云もかこあるものゝくびを
あるかこのくるをひおよその称ともひどうがまとも云也掲
といふ字鉸具(カコ)の二字を用ひ来れり此二字ハ並べて太刀
鎧ニも外のかなぐの事也延喜式に太刀の事記したる
鉸具とあるも太刀のかなぐの事也鐙のかこも鐙のかなぐ
なる故鉸具の二字を用る也本ハかゞなれどもクトコト音
通ぜる故かことも云也

一 鐙のかこをさすがと云ハふるき名也伊勢物語の歌にむさし鐙さすがにかけてたのむにハとはぬもつらしとふも

うるはしとあるむさし鐙とて武蔵国の鐙古ハ名物なりとそ
さすがのといふハさすがの手之力革の穴へさすかの手也
一 鐙のちかうの手をひづすの称とるびとくの手とも云ハあやまり
也本名ハかう川なりの手と云也かうまての称をびがめうの手を
いひ遠へをみかういまくに又いひ遠たり也或説にかうを
とハ蚯蚓（ミヽズ）尾（ヲ）也みゝずの尾に似たりみゝず尾といふを略し
てかうずおの手といふ也此説非也和名抄にも延喜式にも
鐙（トウ）靼（タン）の二字をみつ（ミヅ）手（ヲ）とよむ也鐙靼とハちかうのことなり
似たるいへむ（古の力革にハきんちやく草あり先ハさきを切くなりとなり）力革の端のさきのまるき形のかをさ云也延喜
式にも力革并に鐙靼とかけていへり又保元物語の吴

義経記衣河合戦の条に志崎太郎が鐙の革まいうけてひさのかる鐙のかりをかけ馬のあかり布手五まいかさね切付

本（半井本也）にも鐙の力革かうがねの革とかいふことをさすかな
かうがね挿ともいひし上古の鐙と今の鐙ハ形ハ違ふべくなれ共
かう名ハかはらず力革もかうかも上古とハ替るなれども
手用ひ方ハ同じきなり
一 二重（フタヱ）腹帯（ハルビ）の事駁法秘傳集に云二重腹帯ハ布を二幅に
して馬のせなかへまきせて手を上に鞍を置後の下へ廻し上へ
引あげ常のごとくして鞍を二重腹帯といふなりよくすゆる（合戦ノ心也）
で修羅の時乗る馬にまきし也又道照愚草に云腹帯
を一重にとりもちの方先井戸のかりの上表の上に向て
もろびとをみへ鞍の腹帯さきを入てるの下腹にまきてとり

ちぢへて腹帯さすをまた手もちびとをさしへ通し結ぶ是あて上義の
上すて是のごとく一結ぶる結び丙の前輪の手形にかけて前
輪の前にてもむすびはかけて是のかく留べし　右馭法秘傳集にハ前のせきの
へ本をせをあり道照愚案にハ鞍の上義の手をあてことあり両説か違有り未算陣に用之　又犬追物明鏡記に云
鞍に二重腹帯を懸る事軍陣の時にハ世俗腹帯を二
つにして小腹帯をかけて是もしるし是も鞍前によるべし上手
の好み有之云々　是ハ犬追物の二重腹帯也　腹帯を二つしてとハ前のもちびと
小もちびとの二ヶ之本文の文拜すきふしさきし　小もちびハくりをあとを云
麻布にて組たり　腹帯之あり説また只きをを上腹帯を
腹帯と云説ともに上腹帯下もちびと云　名目国記に詳し

只二つをもちびと云べし　表腹帯小腹帯ハ旧記にあり

一　鞭長サ乃事前の弓矢の前矢つの長サの前に成り鞭の
こしらへ様ハ射手具足秘傳に委しくなりこてまハ略す

一　かまさし縄ハ馬を引く手縄也武雑記に云陳中にてハ白
手縄を用ひかまさし縄とも用ひ布にてこしらえ仕立也太さ三
ひろかさよきぐらいに仕立也因害記にかまさしあらためせ
一丈二尺ほど馬秘説に云かまさし縄をさもさし縄と云但
他流之かまさし縄のさしやうの本より左へかけていて
のどの下にて結び綰きすまて引きの長さ方を二つあぐり
輪の中へ入てまた方へ引通して轡の十文字の環に外

障泥とも泥障とも書し

より引通して又それをその縄のそとへとるべしかれこれ拵まして結手に二重に引通して其まゝ一結び結て置べし

一 泥障(アフリ)と云ハ毛皮にて作りたるを云なめし革にて作りたるハ切付と云也 此事室町兵鑑に見へたり 又或記にまま在り 泥障ハもとハ雨天に衣服にはねつく泥を障る為のものなり後にハ晴天にもこれをさして飾とせり 式用にハいらぬ物在軍陣騎射などに用る事ハなし 又永正家中竹馬記に云あふりさす事遠旅などにハくるしからず但それも洛中などよりやうてあふりさしてハ無案内の沙汰とあり

一 行縢(ムカバキ)をきたる時ハ泥障ハさすまじきと説もあれど不苦と

一 室町兵鑑に見えたりされども犬追物笠掛に泥障ハさゝぬ也 障泥ハもとハ雨天に衣服にはねあがる泥を障る為の物也 後にハ晴天にもこれをさして飾とせり 武用にハいらぬ物 在軍陣騎射などに用る事ハなし 又永正家中竹馬記に云あふり 重出 指事遠旅などにハ苦しからず但それも洛中などよりやうてあふりさしてハ無案内の沙汰とあり 重出

一 とつげ毛の轡と云ハ白くみがきたる轡の上をぬらし

一 ねそうすく塗たるし漆の色を鉄の色とまきらわしそ

一 とうげと云ハ虫の毛のごとくおそろしき如き 轡ハ略儀なり

一 とかげ毛の轡犬追物所読記又犬追物方此書等にあり

一手綴をバ乱里と云志ゆりハ志どろをバ志どろのことと云也

一みだれ髪と云ハ志どろなる髪を云也 人麿記にみだれ志どろぬとハ前後乱子吾未を揃ざる也

一はらの髪と云ハ髪を指手切付なきをしのけざるを云なり

一人麿記にはしばらぬ髪をバみだれ髪と云山志ぶりとれども
道具不付をバしどろの髪と云也

一手綴と云ハ馬の手綴ハ誰も知る物也旧記にたゞさき みんどりのまゆの事をたづねる事すなり 以下小袖枕の部装束之部に記也

一馬上にてかく乙のさきの時柄立を用る事旧記にあり柄立の
事調度の部に記也

一武蔵鐙ハ古武蔵国より貢物に禁裏へ納し鐙之武蔵鐙也 年貢の事

風土記ハ日本国中ノ所々山川ナトノ名ノ由来神社佛寺田畠五穀ノ負数名物土ノ事ヲ書タル書之上古ノ書ナルユヘ全部ハ傳ラス少々傳リタリ

の名物也日本總國風土記才八十四ニ曰武藏國豊嶋郡貢
横税(ワウゼイ)鹿皮狐膽走兎血濱荻葭蓬鶴鸛山鴿馬牛諸
禽諸鮮放遊阿無見与呂伊等(以字ヨヌズアブミヨロイ)云々阿無見ハ鐙也与呂
伊ハ鎧也伊勢物語の歌にむさし鐙さすがにかけてたのむよハ
とはぬもつらしとふもうるさし又庭訓往来に武蔵鐙と
ある武蔵豊嶋郡より出し也

一馬場の事を案ずる方を馬場本(バヽモト)と云案り行く先の方を
馬場末(スヱ)と云是古の詞也今ハ馬場本の事を案り出しと云
馬場末の事をおろむと云是今此馬九郎(ハクラウ)の詞にて甚いや
しき詞也侍などのいふべき詞にハ非ぬぞ

一 馬乗袴と云ハ古ハなき物也古ハ馬に乗る時ハ常の袴のそばを
取り前へまはしをさげて乗りし也是をふかくきちと云
日記にみえたり
一 しつけると云ハ切付をしつけたるを云
一 鏡鞍とハ鞍の前輪を銀又ハ真鍮なとのうすく延して包ミ
たるを云前輪廻りハ覆輪をとる也
一 鏡鐙と云ハ丸き鏡のやうなる物をもて裏の方に常の鐙
のやうに絲を通して筏のやうなる所有り
一 馬屋の鞭と云ハ馬屋に懸置てむちとし馬をおどす為也風呂
記に云 神馬ニシテ付ルト有来 馬屋の鞭の事太竹の根を二尺六寸可切
節を中にあるべし絲をバ節の上にあけて入て鞭ひきびをして
とんばうおかるへきしよし一寸斗にて切鞭にとんばうを
ふ入鞭のかけ所ハあいの板のむかふの柱にかけべきなり鞭を
見て自ら馬のおそるる為也云々

八木ぬ此

一 くりぬき又八木の事風呂記に云馬屋の腹かけ柱の木に
獣形の形に二つあり此木ハ腹かけを押へさせんとなへ
たれども名あるべし八木と云也知人稀也又其無とも
云也云々
一 ひんどうぼうとハ力革の先のもの所也びどうろ手とも
きうおしつる即ちおうものの事也 本名ハおうおろ手と云 びとうろ手とハ力ろ手也

一鞭ニ作ル木黒柳也一名磯柳とも云紀伊國又土佐國
などにあり海ぎハのかハらに生ひて外の木ニかはりて
つよく細き者なりて枝を弓にあしき者ハむちに作る也土佐にて
ハ一名ハ海やなぎとも云也又かハやなぎとも云勝首ニかく
高田抄ニ見ヘたりかハやなぎの名小笠原の書ニ勝つる
にハ有也むちニ用るより悉く鞭ニ用る木なれば
杉ニかハやなぎといふ成べし

一公方様も鞭をさし給ふ也風呂記ニ云鞭をバ公方様
もさし給ふ也近代ニハ法住院殿様（義澄公）高雄へ法成又鞭さし
法成の前肩衣ハ袴まで差給ふ也又恵林院殿様（義植公）紫野へ

雪の故の法成なるに指給ふ也云々

一鏡轡と云ハくつわの十文字の所を十文字ニ不りしものなど
うちの方でもつかふ鏡の如くニ作りたるを云古き絵師
の書ける騎馬武者の絵ニ有る物也鏡轡鏡轡子鏡轡
鏡轡の名中院通方公の餝抄ニ見へたり

鏡鐙ハ半舌のミニ限るべからず

一鏡鐙と云ハ鐙のかたしたの所を銀のうすくのばしてつゝみ
たるを云也酒井雅楽頭忠恭の許ニて寛治年中の鐙
のうつし物を見せられしニ其物鏡鐙なりき（鉸具頭）其鐙ハ半
舌の鐙にて舌先其の端の半分程也（ひとへつまのまゝ）かこらまで
ありてかこも上より下へ垂れたるなし

一 水晶鞍(スイセウ)と云ハ鞍の紋に水晶を入たる也 酒井雅楽頭忠
恭乃許にて寛治年中の水晶鞍のうつし物を見せら(伊勢国幡ウワス)
れし其鞍の形山形の袢将碁の駒のごとく上の方三角
にて手形もなしつはすきの端がはより一寸斗梨子地
にて紋所にちらして紋の所ハ水晶を少しほりて入たり
水晶の下に朱緑青なとをさしたる故上にてもきこえて七
宝のごとし紋の形なハ織より少ちいさき円形をおろしたる
を忠恭の好にて牡丹の花形に改られし由也又一の鞍の
塙手ハ鏡塙手にて轡も鏡轡添入たり

一 尻繋(シシツナ)とは馬を引て行く時に縄をさしてうるの先へいさ(さし縄とも引縄とも云)
ミ進ミ走り出んとするを先へやらぬ為なり手綱を
あとの方へひく故尻繋と云也鞍の方へ引く心也引く
時の名なるゆゑさゝぬ時にハ手綱の事をも尻繋とハ不
いふべからず手綱といふべし又尻繋と云物別にハなし

常用抄に馬のしんつなを手綱とし しんつなとハかりそめに手綱を引人先の縄也

一 後三年の絵巻物(飛弾守惟久筆之 謙倉末朝の時代の人か)に見えたる鞍共力草
の図左のごとし

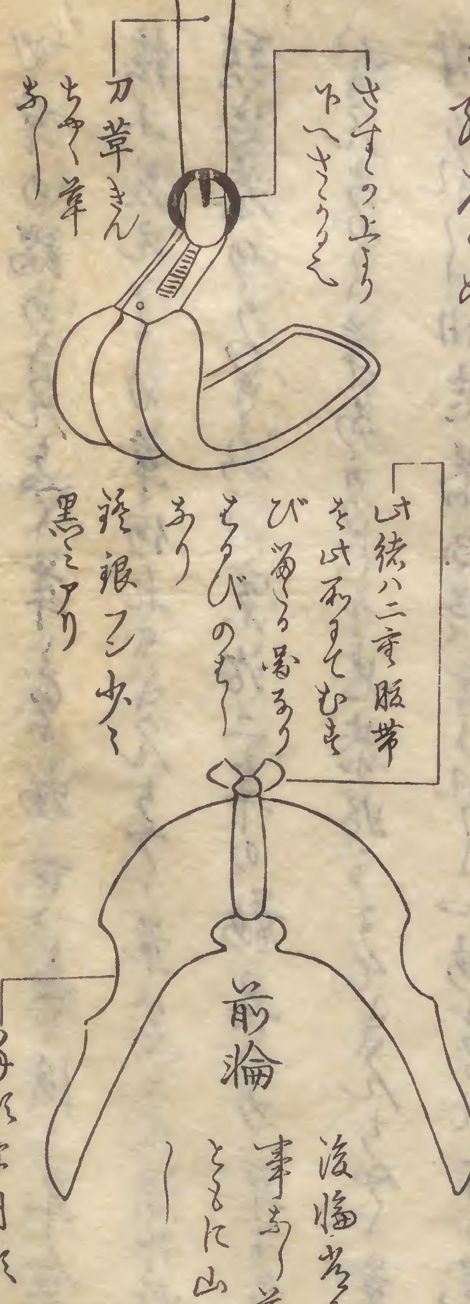

一力革の端のきんちやく革といふ物古ハ無し後三年合戦の
絵に見えたる力革何れもきんちやく革なし又酒井雅楽
頭忠恭のうつされし寛治二年の鞍具の力革ハ常の
ハきんちやく革なりしを忠恭好ミてきんちやく革を
付られし由忠恭物語せられしとぞ按ずるに古の鐙ハ
さすがのかこひなく付てさすがの先下へ入れ向ひさすがの
さき下へ向て足をのせたる事なし依てきんちやく革なし
近世ハさすがのかこくびに付てさすがのさき上へ向ひ故さすが
のさき出て足にさはる故それをおほはんためにきんちやく
革出来しとぞ又古の鐙ハかこうちとちかひありて四色

一寛治二年の鞍鐙の図

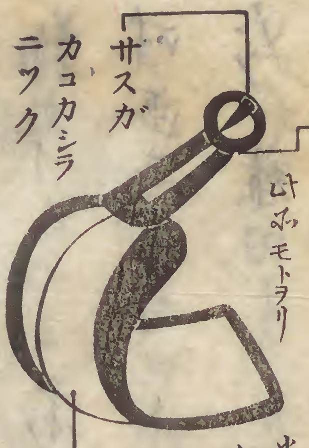

半舌とハ丸き形を半分にしたる
めくの形にもなる故半舌と云ふ也

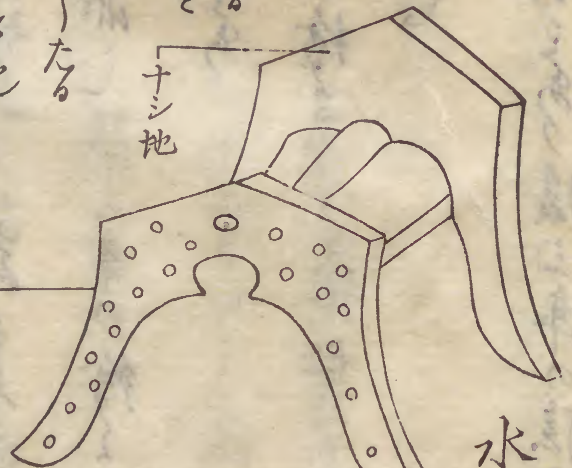

水晶鞍

玉いづれも
水晶なり
下に鞍の具
をさす

一後三年の絵に見えたる大きさのちがひハ其くらおほひ於
今の世の物にかハる事なしぬりくらおほひあり
一古の鞍ハ乙形なきもあり手形あるもあり定らず
右の鞍の図ハそれ知るべし藤田兵部改清平治の戦の時に

平治の後よ手
たぬいてづらく
ふる手形を切て
そのしるしとする
ゆゑに手形を
付ることは此時よ
りはじまりたり
とぞ云々
○後三年の絵ハ
頼家実朝公の
時に書たる絵也
平治元年より
実朝公の代まで
わづかに五十年
程のことなり

与三左衛門景安が首をとりしハ十二月廿七日巳の時なり
一村雨ありて鞦の端につけて置たりしを義平
手形を付けて置れしそのかたしらず出拾うて手形を
切て置しを平治物語に見えたり手形を切事より
有りけるがこれより手形を切れとハ定められしなれ議因
より手形始りとも云説あり非也後三年の絵に
鞦ありそれに縁取をあしらひもすぐし後三条院の
時画きし春日神破錦馬の絵にも手形切る鞦みえ
たり議因よりも前の事也
一いましへこの葉とみえしものとあり後三年の絵巻物ニ

見づきたる騎馬武者の馬のしりがひ皆外鞦にこの葉をさげ
くゝりさげたるごとし

此図後三年合戦絵巻物ニ
うつしたり
この葉はかくの如し
はらふかたへはこの略語之
今ふうしものなし

一後三年の絵巻物に騎馬武者の鞦に手縄と同じ様に筋
を染ためる手綱のごとくなる綱をとりの尻の後へかけて腰
の下まで結びてそのあまりを両方へまたがら下へ引おろして鞦あ

まちかけて乗する図もあり手綱ハ常のごとし又或ハ鼻革
をかけてこぶちを手にかけて綱のやうに係る綱を付てあ
まりを鞍にかけ乗る図もあり是ハ手綱ハ常の
ごとし是ハ手綱の切れたる時の用心なり又ハ口にくせある馬の
くせを出す時手綱をばとりて口にさはらずの綱を
以て乗るべき為の用意なるべし騎馬武者にかぎらず皆
広く用ふもあるべし三四緒計なとのごとくして乗りたる図あり

一　水晶地の鞍ハ前に絵図に似たる所の水晶鞍の梓
をもって盛りに水晶を細に切りて亀甲形又ハ石畳なとに
して青貝を摺り入たる様に鞍の無地に透置事なく水
晶をほり入たる物あるべし是も水晶の下にハ蒔絵の絵の具
をさしたる成べし是推量の趣を記置し

一　厩乃事ニ三光院内府記ニ云厩禁中ニハ被置左右馬寮被繋御馬侯以此准據諸家於面向（ヲモテムキ）不立厩侯武士ハ依為守護以弓馬為業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸人通法也五間以上者依分国之多少有其員仍為十三ヶ国之拝領依十三間之厩規模之由兼及

一　古代ニ家ニ用られし
鞍覆ハ今武家ニ用る
物とハ異なる図

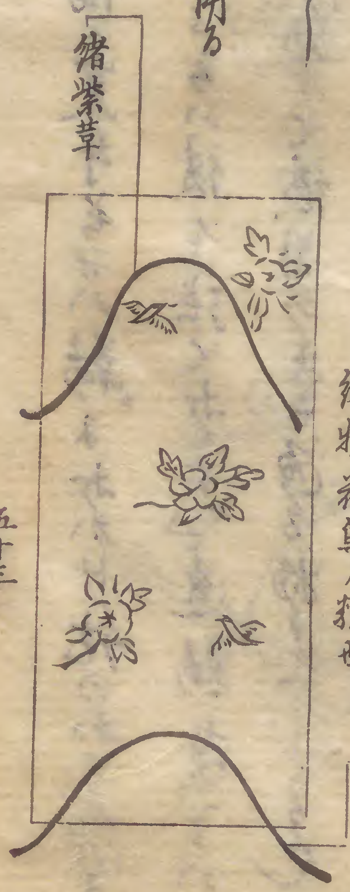

緌ハあおりの類也幅三尺斗長サ八鞦ニおかけ鏡のかこみひま
至る物也 左鞦霞と云ハ緌を張ておくる也 透鞦霞とかハ
一 とあおりの類のうすものにて織目のすきたる物をしくる也
緌に袁を付ても作る也 おくるも作るハおくり霞也

一 鞦まうけたる図

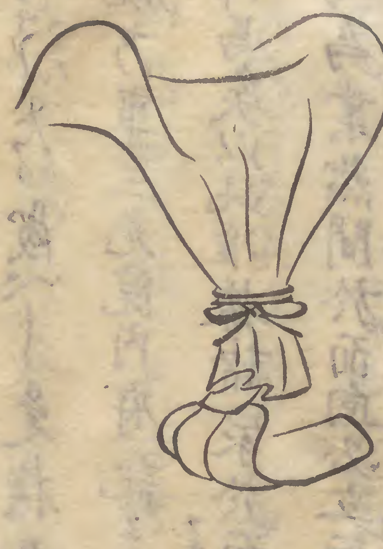

鞦ニおうけて力革の所ニて志ぼりよせて結ぶ
此鞦霞年中行事の絵ニ見えたり

右の鞦霞寛治年中の書を模したるものヲ見之 酒井忠恭の許ニ有之

一 古衡(コクツハ)の圖

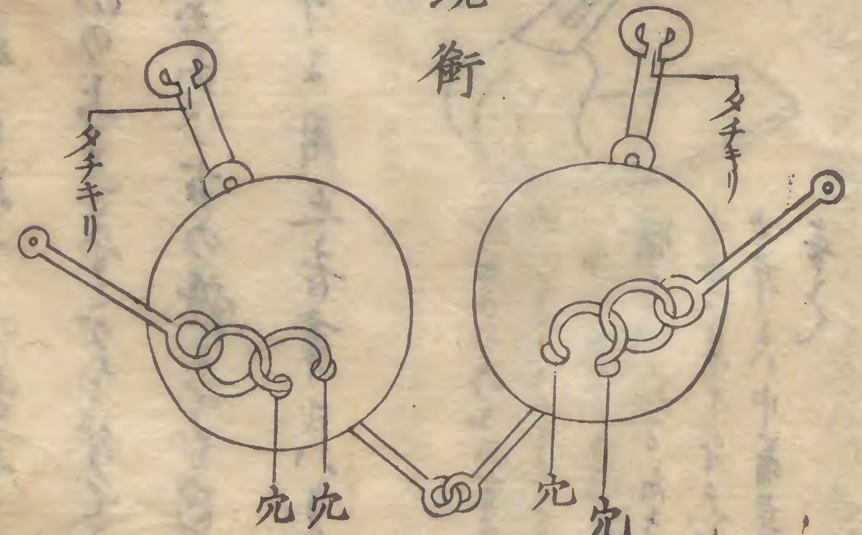

一鐙のうけやう古の鐙ハさすがハ高かしら此上より出れあり
たゝり前の圖のぬし今ハかこ〆ひの上ニさすがを付て上へ
むけてさすさし猶吉凶の差別あり古の鐙ニても同し
事之さすがの頭外へ出るハ凶事ニ用之吉事ニハさす
がの頭内へ入べし

吉事とハ慶の時を云

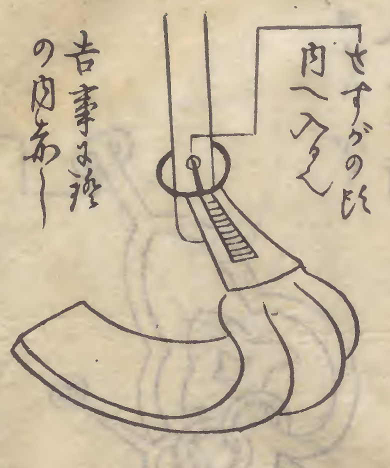

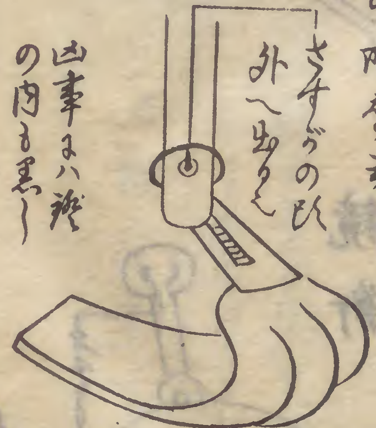

今世ニハ吉事凶事の時のわくさすがのかしらを外へ出すなりそのさきさすて膽をいためる故きんちやく革を付る也古の力革ニハ中着革なと無之

一沖のてうまんの鞍と云ハ今てうまん鞍の如く前後の輪の

山かくより津ニさゝき道すん伏輪したる也義経記 吉田家本ニ作 今ハ出の条
小黒といふ毛なる馬ニ法のてうまんのくらをきてぞ乗たりけると
あり 今いふ吉次が馬の事を云

一むかばきをもておかひニ喜事多賀高忠聞書
その鞍のこしまへ見えらん義経記 吉田家本ニ作 今いふ出の条ニ 見すれせなかくん
とそつきげなる馬ニいかけちの 鉄黒地也 くらをきて太すぶろの
むかばきをおかひすしてぞ出きたりけると

追考 古き木の葉ちらしなどをまきたるこの日付の下を根のうすく象まで包まるありひつてもなるも

一ぬくとくろ白の事萬我物作ニあり ぢにまきたる白てうまん
のくらすさんおりてかつてのいの山家さ鞍なるをうけそたくと
くろうをこんのたろかきいれてぞのてうりくかてみ

が損し失たら
不用意にてみ
ぐるしかるべし
根本を覚ゆべき
ことなれば又なる
べし今までも
ありむべし

くら毛の事様々あれば追而可考

一 七条細工の鞍と云物東鑑六ノ巻に見えたり天下の名人銅細
工字(アサナ)七條宗紀太(キタ)又七條紀太丸と有り又七條紀太守(モリ)
貞(サダ)と有り是を以て考れバ七條宗紀太丸宗貞といひし
者ハ銅細工する者にて銅の鞍など作りし成べし

一 まちぎぬとも おもかひたまけとも云ハくら毛のかざりのさきなり
つひを通す所のある手をいふ也 弓馬故実用害記にも見えたり くら毛の名所
世俗にふたハ其所に付る糸の まきをたちぎぬとも おもかひた
まけとも云ハ誤也 まちぎぬの事 おもかひたすけの
事をも云べし 古ハ無之物也 古書にも古き絵にも見えず

近代用ゆる物也古き絵にハおもがいの結びあはりの所に手を書たり

一 泥障(アオリ)をバかくるといふべからず さすと云旧記にハ皆さすと
ありまりぶのひもなるひハ鞍のおもてにつくなりかくるハ
云 綱をたゞくらをハかいくらと云 鞍ハきくと云 鞍ハか
くらと云くらハ置ともあはせとも云 置くともあるべしと云もあへと云ハ まくらかりといふべからず字の音也
皆をバいりと云 背之なるの なるの気をとりて かまがくるといふ

一 鞍の四方手(シホデ)の名所の前をとりつけ後の右をとりつけ
後の右をおとあとといふ説あり用べからず
四方手にも本名あれども とりつけと云名ハ源平盛衰
記太平記などにも見えたり敵の首をとりて付る所なりといふ

の異名をとらはけと云也とらはけの謂とをしらずで有
鐙をむすび付置て首を立て付る故也とらはけ鐙也
などゝいふ名ハ古書に見えず近き事也用べからず
一 佐々木鐙といふ鐙の事武経に佐々木四郎高綱が宇治川
の先陣の時力革に鐙を懸る故の如くまへかけず左鐙
を右へかけ右鐙を左へかけたる故右の如くするを佐々木
掛といふと云々 是外カケト云カケヤウ之鐙ノカコカシラ外ヘ出ル也是ヲ紀州カケトモ云也 右の説源平家
物語盛衰記東鑑ホにも見えず妄説也佐々木かけと云ハ
一 力革にかけるにハあらず五六掛加賀掛などゝ云如く
掛とハ鐙を作る事を云也 近江国日野と云所にて作れる

鐙を日野掛と云日野かけの鐙を佐々木掛ともいふ也近江
国ハ古佐々木氏の領分にてありし故佐々木家にて日野
掛を用ひしに依て日野掛を佐々木掛ともいひし
日野掛の鐙ハ常の鐙よりハ小形にて見えて袖不くに
肉を付ず地をあらくして垂なりもなし手も中高なら
ず鳩胸も浅し皆ことの外目立也舌先の外表
の方も垂に平たかこらびの上の方を細長くするの也
手すりの内よみすおくの事 ちのうち事のすはし 大さかりてあち
らへもこちらへもみすおくの称出入なし

近江国日野掛鐙図 一名佐々木掛

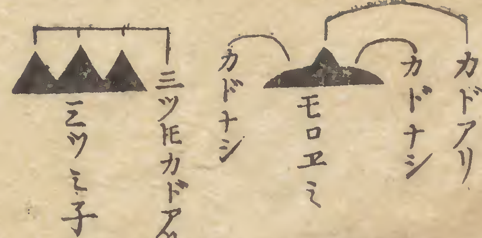

一 鐙の名にゑみと云ハむかしむ手のはなさきを云也 咲の字を書
あり人の名くぼの心にて名付くるなし 諸(モロ)ゑみといふハまろく
む手の形ニ有常の鐙形 外 内 ぬけたし 又片ゑみといふハ
かくくに斗名であり 華はかけたる時外になる 方斗にある

あり鐙形 外 内 ぬけたし 又名にあしといふハ一方に名み
あるき鐙形 外 内 ぬけたし 君云の鐙ハ鞍の外はなむ手の
正面よりまむきかふみてる形なり

一 伴野(トモノ)鞍といふ鞍一条禅閤兼良公乃尺素往来にへたり 桜
雲記に甲州伴野村といふ所にて作る伴野鞍ハ甲州伴野村
にて作り出せし鞍をいふなるべし 一説信濃國伴野にといふ
所あり此所の名物なりともいへり

一 読鞍といふハ前後輪の表を一面に銀又ハ銅等にて
張り包ミ山形の上より内さききる目に手まてふくりんを
懸け小さき鋲を打て留る 居木先(イギサキ)も手まて包ミ鋲打て留るか

ヲカ家ニ琉鞍
ヲ蔵メタリ是
ヲ見テ可知是ヲ
見ヌ人ハサマ〳〵
ノ妄説ヲコシラ
ヘ出スナリ

居木先も革にて包こ張たる前後輪の裏の方居木
ハ革にて包ずばかりなし然るに琉鞍異説多し用べからず
皆知らぬ人の妄説也　諸鞍日記を考べし

一 衛(クツワ)の頭の輪をたちきくと云今世たちきくの所を付
所の輪に切目あり　たちきりと云此切目ハ何の為ぞといふ
に古ハたちきくの所を用る事なし　是にかものいきを通し
て結びたるおもがいの所を大にして輪に通すかし結わも
がいの耳の所をたち
きりより入たる也然ば
てむすびたる

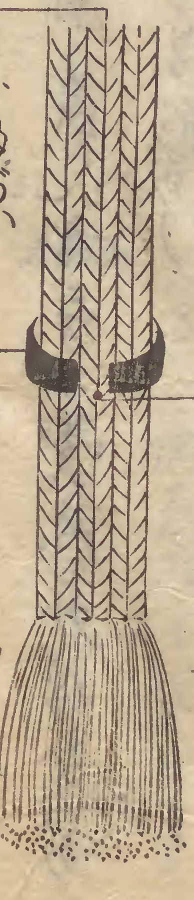

一 ろ川そのおもがい付る所に
此等の類あり
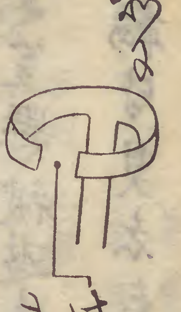

古のそれハたちきり古の頭のぬく廣し此それぬ入る事
がいをそばめて入たる也　此圖入て結びたる儀也
古ハおもがいたちゝけを不用
也後代ハおもがいたちゝけ　を用る故たちきりのそれぬを狭くおし
たちきての所と　いふべきなるし

合せて作る内へたち切の所よりおもがいを入るなるを
無学く人知らぬ也　それのたちきての輪と云ハたちきも
あり輪をたちきる　の輪とかや事をあやまりいひ傳へる
也への名なり

一 轡(ヒ) 俗ニクツワニ用 クツワツラトヨム 今ノタツナノ丁　銜(ガン) 俗ニハミニ用 クツバミトヨム今ノクツワノ丁也　鑣(ヒヤウ) 上ニ同シ　钀(セツ) 上ニ同シ　勒(ロク) 俗ニクツワニ用 オモカイノ丁ナリ

一 鞍橋(アンキヤウ) クラホ子也　鞍尾(アングハ) 上ニ同シ　鞍橋ヲ前後輪ノ事トシ鞍尾ヲ居木ノ事トスル説アリ甚誤也居木ヲバ鞍扳ト云也 クラホ子ノ形橋ニモ尾ニモ似タル故鞍橋トモ鞍尾トモ書ク也

一 韀頭(ラウタウ) 又籠頭トモ書 オモヅラトヨム　馬ノ頭ヲ絡(マト)フ綱也アラヒクツワノ類也

オモカイトスルハ誤リ也

一 葬礼の馬の事 馬ノ部ニシルス　同馬具の事室町記ニ云應永三十一年甲辰二月廿七日御方御所 義量公也 申尅御圓寂 中畧 廿九日御荼毘アリ 火葬ノ丁 中畧 御馬鹿毛笠懸被遊御馬也管領進上也御鞍肉銀総ウ子ニ付 此御鞍皆具去年相國寺御幸供奉

正親町大納言公明卿天明四盛花門院亮陰中此度東寺参向時手綱鞦覆以下平絹鈍色クラアブミ黒塗無紋

也アオリハアジカト申皮也シリカイ楚鞦アヰ草也

まべて出るの財の気ハ必にびきたうるものの初ハ皆其ありまで為者恩ある定りたる武え馬具のこと限らぬなく

之時御鞍也御手綱腹帯白布 貞慶白キ手綱ニテ引之 貞安後綱 。貞文曰此時タヅナハラオビ白布ヲ用タリ 万松院殿ノ時ニハ二ヒイロヲ用ヒタリ前ニ宛太記ノ文ヲ記ス白ニテモ二ヒ色ニテモ用ベシ

一 ム椈の鞭こしらへやう皮を削りとりて 是ほどの太 本ノ太サ也末ハ五厘ホト細シ さま削り鮫の皮にて磨き物とくさにて磨くし物をて ぬりせしめうるしまてぬりかくして蒼黒ならう色うるしを

一 右んこのけべし とろこのハ末應るうかさの竹筒をさすへ 切て皮をとり上下を削りのめし 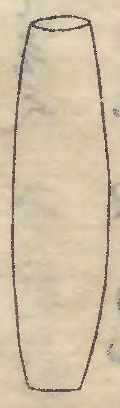 此の形の して内に麦う郁しを付けむちれ莘まも麦うるしを付て 竹の筒をさしこみてうろし延べしうれて後うてぬきの穴を あけべし筒の上ハ黒皮 或紫皮 まてぬひ包むべし むちの下地に布をきせ又ハ麻苧を巻

うるし地なるをさるハよろしき時はれバむちの外かくしこもくある

一あぶれゆぼし鞦のうてぬき革とうつに用し

一馬の鼻(ハナカワ)皮の数を一間二間と云ハ馬を馬屋につなぎ置にハむなかいをも以てつなぎ置く故なり一間のかね二つのかねいろいろ有て鼻皮を一間二間と云也

一だおひ 一名やせかくし と云物今世用る所の尻ニ懸る物也あとつけして付たるもあり羅紗又ハ革にて作りたるもあり是ハ古き事也何も古代になき物也近世用て之故実なし

一今世追(オヒヅナ)縄と名付て紫色の組絲の太き縄を今世大名の引馬に用之これ古代なき物也古ハさし縄と云ふ手縄とも云て常に白紺藤黄の三色を三つよりの縄にしてよりたるさして引之又白きさし縄も又褐色のさし縄も軍陣に用之

一手縄のまがりと云ハ手縄のまん中の所にて手縄を左右へわけむすび手縄のまん中たもちてまがりなし

一手綱をゑりうちと云ハゑりハすると云ふ同し手縄にゑりをつけて是にてあしへゑりからみと云也

一あばらぬ鞍にきりむりを入ると云事貞勝雑記にありへうきなるものを入るとハ木地のうらの前後輪に居木(イギ)をうけてあなをあけて鞍の内より前輪の居木の穴と後輪の居木の穴へ細き竹を十文字に穴と穴へつまり大なるきりもりと云之左右より竹を十文字に穴と穴

つきまり蒔えされバ志ばらとも持とき持るゝ塗鞍
まハきず付おきりばりハ入ずとのりま紙よりあざるそ志
ばりゝ木地の鞍ハきりむすり桜の皮ゝ弁のあなんとまる
矢の筈のめぐきりたるがよし

一 作の志ばり仕様　伊勢因幡家伝

二筋ヅヽカヽル也真草行ナシ此シバリ手也

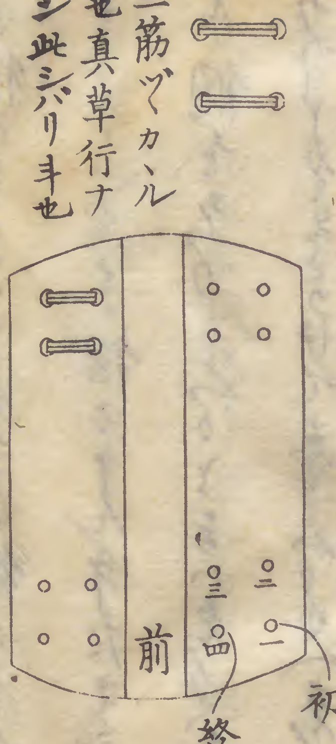

終ノ緒一カラミカラミテ二筋共ニ紙ニテ巻入前ハ左ニテ留後ハ右ニテ留

如此ニスジツヽカヽル初ニ一ヘントホシ緒ノ端ヲヨリメヘ入テユリコスガヨシオノヅカラ二筋トホルナリ

シバリ縄太サホソキ筆ノチクホドニテヤハラカニ皷ノシラベノ如クニツヨリ合スル縄長サ金サシ一丈アレバ四方シバラルヽ也縄ノヨリカタキハアシヽ

木　カ子　此サキニテトメノ緒ヲ穴ヘサシ込ナリ何方ニテ留タルカ如此スレバトメ見エズ

此木ニテ縄ヲカラミシムル也

一 竹の根鞭 紫竹(シチク)の鞭ハ司馬遷か書ニ云竹の根のむちハ紫竹の根也紫竹とハむらさき竹と書り紫竹ハ五色の外の色なるに依て平人ハ用ず尤何用ても不苦吉良殿なとハ用ひ玉ふ元来紫竹ハ和物にてもむらさきいろの竹根をむちに作りを紫竹のむちと云也淡竹をも

むちにある物にあらず竹の根むちハ真竹の根也本草綱
目巻卅七[redacted]竹時珍曰根下之枝一為雄二為雌若生竿其
根鞭喜行東南云々此竹俗ニ云真竹也此真竹の根を
むちまたは竹の根むちと云也今用る竹根むちハ近江
國栗太郡草津今出る本ハ美濃國より出るを草津にて
むちにこしらゆる也唐土にてハ椐木（倭名ツエノキ）此木を以て
馬鞭を作ると云（本草綱目爾雅ニ見ユ）椐木一名靈壽木とも云也又云
紫竹のむちハ老の竹の根むちを煤気にて能色を付
屋の上の古竹のごとくこしらゆる也紫竹のむちと
云て今方掛ニ良敬斗此用ひありしよりて見へし

あるべきやう之事

一 十文字轡古代より有し物也永正日記ニ十文字轡小
十文字轡の名ニ見へたり寶徳年中小笠原浄元所
知名所記にも十文字轡の圖あり

一 張草鞍張鞍の事ニ物共に鞍の居木を皮にて包
めたるを云也されどもいにしへより張草鞍とハ滑
革にて張り付包にて造りたるを云ひ又張鞍とハ毛皮
にて縫くるみて造りたるを云也張鞍にハ毛皮を
用ゆる事多く鞍に霞をぬかざる物也鎌倉年中行
事ニ云張鞍ハ鞍霞かけて常のなしと云々

貞丈雑記巻之十三

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan